

往古川の水をきれいにしよう会会則

(名称、事務所)

第1条 本会は、往古川の水をきれいにしよう会と称し、事務所を上野西部地区市民センターに置く。

(組織)

第2条 本会は、上野西部地区及び上野南部地区及び上野東部地区並びに木興地区の自治会代表者並びに女性代表者をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、往古川に流下する地域の生活排水及び工場排水等の水質を良くする啓発活動を行い、水環境の改善と保全に努め、往古川の水をきれいにすること。

2 往古川流域地区の下水道の新設、改良、補修並びに浄化施設等の事業の促進を図る。

(役員)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民の水質浄化への意識の啓発に関すること。
- (2) 水質浄化への監視の強化と調査研究及び情報収集に関すること。
- (3) 水質浄化にかかる研修会の開催と関係団体との交流連携に関すること。
- (4) 下水道の整備並びに水質浄化施設等の建設促進に関すること。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、会計1名、書記3名、監事2名、幹事若干名。

2 会長、副会長、会計、書記、監事は役員会において互選する。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 預貯金の管理及び金銭の出納に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。

4 書記は、会務の運営、執行にあたり、必要な事項を記録し保管する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(会員の任期)

第7条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 任期中に自治会代表者並びに女性代表者の職を辞したときは、次の代表者が残任期間の役員となる。

(顧問、参与)

第8条 本会に、顧問、参与を置くことができる。

2 顧問は、本会の前会長にあった者及び本会地区内に在住の市議会議員の職

にある者を会長が委嘱する。

- 3 参与は、学識経験者を役員会で選任し、総会で議決後会長が委嘱する。
- 4 顧問、参与は、会議に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に定期総会を開く。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は、会員の推薦に基づく役員承認を行う。
- 4 総会は、事業計画、収支予算並びに事業報告、収支決算のほか必要事項を審査し議決する。
- 5 役員会は、総会に諮る事項を審議するほか、急を要する事案について審議、議決する。

(議決)

第10条 会議は、すべて過半数の出席をもって成立する。議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計)

第11条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってまかなう。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第12条 この会の変更は、総会において出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第13条 本会の解散は、総会において出席者の4分の3以上の議決による。

(細則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮ってこれを決める。

(附則)

- 1 この会則は、設立総会を開催した日より施行する。

(設立総会 平成13年12月23日)

- 2 本会の設立当初の役員会及びその役職は、第7条の規定にかかわらず平成14年度の定期総会までとする。
- 3 本会の設立当初の顧問は、第8条の規定により設立総会で選任する。
- 4 本会の設立年度の事業計画は、第11条第2項の規定にかかわらず、設立日から平成14年3月31日までとする。
- 5 この会則は、平成21年6月8日から施行する。
- 6 この会則は、平成22年7月21日から施行する。
- 7 この会則は、平成24年6月14日から施行する。